

エネルギー使用合理化事業者支援補助金 310.0億円(298.0億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を行います。
- また、「先端的な設備・技術」等に対する導入補助に重点を置きます。
- 省エネ投資の一層の促進のため、中小企業等に対して重点的に支援を行うとともに、電力需給対策として、節電効果の高い事業に重点支援を行います。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



○補助対象者

全業種

設備等を設置・所有する事業者(法人格を有すること)

○補助率

① 単独事業 1/3以内

② 連携事業(※) 1/2以内

(※) コンビナート等における資本関係の異なる者同士の連携

事業イメージ

電解槽



ハイブリッド機関車



新型ターボ冷凍機

